

【役員引継ぎ用】

自主防災組織の手引き



旭川市

目 次

1	自主防災組織とは	2
2	自主防災組織のつくり方	3
3	自主防災活動をはじめよう	5
	【平常時の活動】	
	(1) 防災知識の普及	
	(2) 出火防止	
	(3) 地域内の安全点検	
	(4) 防災訓練	
	(5) 防災資機材の備蓄	
	(6) 給食・給水	
	【災害時の活動】	
	(1) 災害情報の収集・伝達	
	(2) 避難誘導	
	(3) 避難所の運営	
	(4) 初期消火	
	(5) 被災者の救出・救護	
	(6) 給食・給水	

資 料 編

・規約（参考例：町内会単独で結成した場合）資料1	11
・ // （参考例：複数の町内会で結成した場合）資料2	13
・防災計画（参考例）資料3	15
・班編成及び任務分担（参考例：町内会単独で結成した場合）資料4	18
・ // （参考例：複数の町内会で結成した場合）資料5	19
・自主防災組織結成届出書（様式第1号）	20
・自主防災組織変更届出書（様式第2号）	21
・自主防災組織解散届出書（様式第3号）	22
・防災訓練等実施計画（報告）書（様式第4号）	23

資料編の資料・様式は、市のホームページからダウンロードできます。

自分たちのまちは、 自分たちで守りましょう



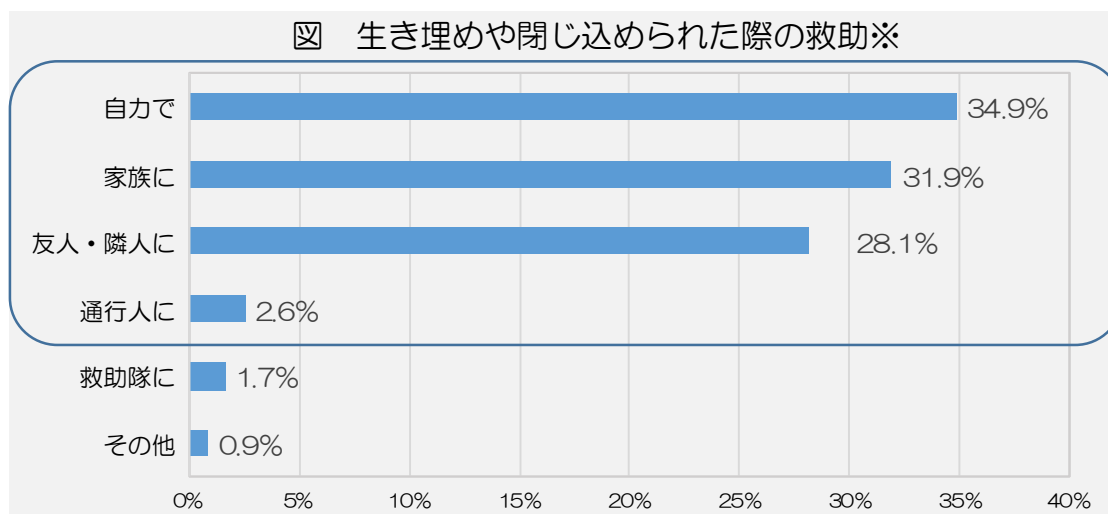
1 自主防災組織とは

「自主防災組織」とは、災害時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に自主的に防災活動を行うための組織です。

地震や洪水などの災害が発生したときには、市・道・国などの防災関係機関が総力をあげて防災活動に取り組みますが、大きな災害になるほど、道路の寸断や同時多発火災など被害は多種多様にわたり、全ての地域に救助の手が回らなくなる可能性があるなど、行政による支援（公助）には限界があります。

災害が発生したら、「自分の身は自分で守る」こと（自助）が原則です。日頃から一人一人が災害に備える心構えを持ち、行動することが大切です。

このような自助努力に加え、地域住民同士が助け合う気持ちと行動（共助）が大切です。「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、日頃から地域住民同士が力を合わせて、地域の課題の解決に向けて取り組み、災害時には被害を最小限に食い止めるために協力して取り組んでいくことが非常に重要です。



平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた方のうち、自力で脱出した方と、家族や友人、隣人等に救助してもらった割合は約98%に及びます。

一方で公的機関（消防、警察など）に助けられたのはわずか1.7%です。これは、救助対象者数や交通支障により公的機関による救援が難しく、隣近所など被災者同士で助け合わなければならない状況であったことをあらわしています。

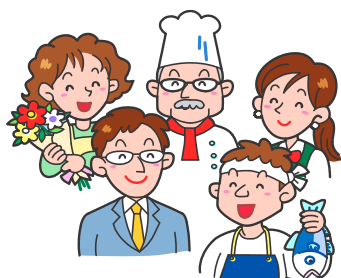
※ （社）日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による）

2 自主防災組織のつくり方

皆さんは普段、町内会で消火訓練や救急講習を行ったり、回覧板で防火や防災情報などをお知らせしていると思います。このような町内会の活動が自主防災の活動です。

自主防災組織の規模の大きさや活動には、「こうしなければならない」といった決まりごとはありません。町内会で地域住民が支え合う、助け合うことを目的にしていれば届出をすることで自主防災組織を結成することができます。他にも町内会を単位として、新たに自主防災組織の規約を定めて結成する、町内会の組織に「防災部」を置く、既に町内会にある「部」に防災の任務を追加することにより組織を結成できます。また、二つ以上の町内会による連合組織を結成することもできます。

それぞれの地域の実情にあった組織をつくり防災活動を行うことが大切です。



◆ 自主防災組織の要件

- ① 楽しく参加できること
- ② 活動目的や内容が適切であること
- ③ 防災に関心を持つこと

ここで、自主防災組織のつくり方の一例を紹介します。

① 町内会で防災について話し合う

町内会の総会や各種行事の場で、防災活動の必要性を皆さんで話し合います。

- ・過去に災害は起きていないか。
- ・地震や洪水などの災害が起きたとき、どんな被害があるか。
- ・地域内で被害が発生しそうな所はないか。
- ・自分たちの地域の災害への備えは十分か。

② 役員会で検討する

役員会で、どのような組織をつくり、どのような活動を行うか検討します。

- ・新たに町内会に自主防災組織をつくる。
- ・新たな組織はつくらないで、既にある火防部などに防災の任務を追加する。
- ・ほかの町内会と、合同で自主防災組織を結成する。

③ 総会で決議する

総会で自主防災組織の結成について決議するなどして、賛同を得ます。

- ・自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意に基づくことが原則です。
- ・皆さんが連携して活動するという意識を持つことが大切です。

④ 自主防災組織の規約を作成する

規約は、自主防災組織の目的や活動内容、役員や任務、防災計画の作成等について定めるものです。

－ 規約の参考例（資料1，2） －

ただし、町内会の会則等で地域住民が支え合う、助け合うことを定めている、または町内会の組織に防災に携わる部があれば、規約は必須ではありません。

⑤ 旭川市（防災安全部）に組織の結成を報告する

防災活動を行うときは、防災関係機関との連携が必要なため、旭川市防災安全部に自主防災組織の結成を知らせておきます。また、組織を変更したときも同様です。

（資料 様式第1号～第3号）

⑥ 自主防災活動の開始

組織の結成は、自主防災活動を行うための出発点です。「組織はつくったものの活動は・・・」とならないように、できることから少しずつ活動していきましょう。

また、災害の発生時等に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の発生又は拡大を防止するための、「防災計画」を作成しておくことが望ましいです。

防災計画には、日頃どのような対策を進め、災害時にはどのような活動をするのかなどの役割を具体的に盛り込みます。

－ 防災計画の参考例（資料3，4，5） －

皆さんが協力して、「自分たちの地域は、自分たちで守る！」という意識を持ち、日頃の防災活動を継続していくことが大切です。

3 自主防災活動をはじめよう

自主防災組織の活動は、大きく2つに分けられます。

「平常時の活動」：日頃の地域内の安全点検，防災知識の普及，防災訓練の実施など

「災害時の活動」：災害が発生したときの初期消火活動，救出救護活動，情報収集など

【平常時の活動】

(1) 防災知識の普及

災害時に効果的に活動し，被害の発生及び拡大を防ぐためには，地域の皆さんが防災に関する正確な知識を身につけることが大切です。

あらゆる機会をとらえて，防災知識の普及に取り組みましょう。

<普及活動の具体例>

- ① あらゆる会議や行事の中で防災について話し合う。
- ② 防災講習会や講演会に参加する，あるいは企画・開催する。
- ③ 洪水ハザードマップで，洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域，土砂災害警戒区域を確認する。浸水深を調べる。
- ④ 想定される被害や防災の拠点となる施設などを白地図に書き込みながら議論する。
- ⑤ 地域内を実際に歩いてみて，危険箇所の確認などを行う。
- ⑥ 地域の防災マップを作成する。

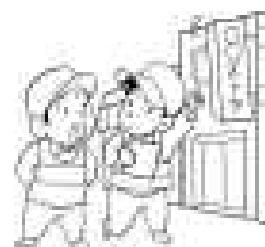


(2) 出火防止

自主防災組織として，日頃から地域ぐるみで出火防止に取り組み，火災のない地域づくりを推進しましょう。

(3) 地域内の安全点検

日頃から，地域内の地理的特性（地形，地質，河川，水利，住宅密集箇所など），危険箇所，避難路や避難所などを確認し，皆さんで情報を共有することが大切です。



(4) 防災訓練

災害が発生したとき，とっさに行動することは難しいものです。日頃から防災訓練を行うことで，災害時の活動を覚えることができます。（資料 様式第4号）

<防災訓練の例>

① 情報収集・連絡訓練

被害状況、災害危険箇所、避難状況などを早く正確に集め、その情報を旭川市や消防・防災関係機関に伝えるとともに、地域住民に伝達する訓練を行います。また、災害用伝言ダイヤル「171」や「web171」などの使用方法を身につけておきます。

② 初期消火訓練

消火器などによる消火活動を行う訓練を行います。



③ 救出救護訓練

家屋の倒壊などで挟まれた人の救出や、応急手当などの訓練を行います。各戸にある救出に役立つ資機材の調達や使用方法についての訓練を行います。

④ 避難誘導訓練

要配慮者の避難方法に配慮しながら避難所までの避難訓練を行います。



⑤ 給食給水訓練

地域内にある資機材を活用して、炊き出しや給水などの訓練をします。

(5) 防災資機材の備蓄

災害が発生したときに自主防災組織が情報収集・連絡、初期消火、救出救護、避難誘導、給食・給水などを行うには、それぞれの活動に必要な資機材を地域の中で持ち寄る仕組みを決めておくと効果的です。

<活動に便利な資機材の例>

- ① 情報収集・連絡用 ～ 携帯用ラジオ、ハンドマイクなど
- ② 初期消火用 ～ 消火器、水バケツなど
- ③ 救出救護用 ～ はしご、ジャッキ、バール、のこぎり、なた、ペンチ、ハンマー、スコップ、ロープ、ビニールシート、応急手当資器材、毛布など
- ④ 避難誘導用 ～ 警笛、メガホン、リヤカー、ロープなど
- ⑤ 給食給水用 ～ 給水タンク、鍋、コンロ、ガスボンベなど
- ⑥ その他 ～ テント、コンプレッサー、発電機など

(6) 給食・給水

自主防災組織として、普段から各家庭において、非常食や飲料水を確保することを地域の皆さんに周知し、実践していくことが重要です。

① 家庭内備蓄品の例

・最低3日分の食料，飲料水（できれば1週間分）

カップ麺，レトルト食品，乾パン，缶詰，ビスケット，チョコレートなど，飲料水は1人1日3リットルが目安

・生活必需品

トイレットペーパー，ティッシュペーパー，ランタン，暖房類（電気を使用しない石油ストーブ，燃料，使い捨てカイロ，防寒衣，毛布など），懐中電灯（1人1つ），電池式携帯ラジオ，予備電池，モバイルバッテリーなど

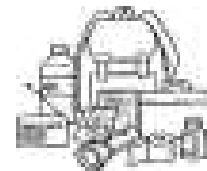
② 非常持ち出し品の例

・非常食，飲料水

乾パン，缶詰，ペットボトル入り飲料水など

・必需品

貴重品（現金，通帳，印鑑，保険証など），医薬品（常備薬，お薬手帳，ばんそうこう，包帯，消毒液など），ヘルメット，マスク，軍手，衣類，下着，毛布，タオル，携帯電話の充電器，使い捨てカイロ，ウェットティッシュ，洗面用具，歯ブラシ，携帯トイレ，乳幼児用のミルク，ほ乳びん，紙オムツなど



③ 1週間を想定した工夫と備え～ローリングストック法～

・非常食の備蓄だけでなく日常食や冷蔵庫なども活用し，1週間の食料を備えよう。

<p>冷蔵庫・冷凍庫の食材を活用</p> <p>冷蔵庫に食材を買い置きし、冷凍庫にもご飯やパン、野菜、冷凍食品等の備蓄も。</p> <p>冷凍庫から取り出した食材は自然解凍の上で食料として活用可能。</p> <p>解凍時、クーラーボックスや保冷剤等を活用して食材の保鮮も。</p>	<p>調理器具の備え</p> <p>ガスボンベを準備してガスコンロやガス調理器具の備蓄も。</p> <p>ガスボンベがなくても使えるガスコンロ・ポンプ。</p> <p>非常食や飲料水、水筒等の食料や日用品も確保するつもりで備え。</p>
<p>ローリングストック法で備蓄した非常食を活用</p> <p>ローリングストック法 定期的に1週間分（1週間分）の非常食を食べて、食べた分を買い直し備蓄していく方法。食べながら備蓄するため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として取れます。</p> <p>その他備蓄しておくといいもの</p> <p>乾麺 （ラーメン、うどん、そば、パスタ等） 冷や熱湯の両方に対応できる。</p> <p>缶詰 （カレー、スープ、缶詰野菜等） スープ類は食感が無い時でも摂取可能。</p> <p>缶詰 （野菜、果物、肉類等） 常温で保存可能。</p>	<p>その他のアイデア</p> <p>乾物 （乾菜、乾わかめ、乾わかめ、乾わかめ） ミネラル・食物繊維の補給も。</p> <p>漬物 伝統的な保存方法で、食卓にも活用可能。</p> <p>家庭菜園 庭やベランダ等も活用して菜園も。</p>

内閣府 防災情報のページより引用

【災害時の活動】

(1) 災害情報の収集・伝達

旭川市や消防・防災関係機関からの災害情報や指示を地域の皆さんに、早く正確に伝えるとともに、自分の地域の被害状況や避難情報を収集し、旭川市や消防・防災関係機関に連絡することが被害の軽減につながります。

＜災害情報の例＞

① 地震の場合

- ・被害の状況（人、建物、道路などの被害状況や火災の発生などの状況）
- ・電気・ガス・水道・電話等の復旧見通し
- ・避難所開設の情報
- ・給食給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等

② 風水害の場合

- ・気象警報
- ・被害の情報（浸水、崖崩れなどの状況や人、建物などの被害状況）
- ・避難の情報（警戒レベル3：高齢者等避難，警戒レベル4：避難指示，警戒レベル5：緊急安全確保。ただし，警戒レベル5：緊急安全確保は，必ず発令される情報ではありません。）

(2) 避難誘導

大きな災害が発生したときの避難活動は、自主防災組織が中心となり行うことになることから、地域の避難計画をつくり、地域の皆さんの理解を深めておく必要があります。

災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、市長は危険な地域の住民に対し、避難指示などの避難に関する情報を発令します。

自分の地域に避難に関する情報が発令されたときは、速やかに住民に知らせるとともに、皆さんで協力しながら避難します。

特に、地域内の要配慮者が逃げ遅れにならないよう、地域の実情に応じた避難計画を定めておくことが重要です。

(3) 避難所の運営

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

(4) 初期消火

災害により道路が寸断され消防車が火災現場に行けないときは、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止活動を行うことが必要です。

(5) 被災者の救出救護

防災資機材を有効に活用し、負傷者の救出や救護を行います。

(6) 給食・給水

災害によっては電気、水道、ガスの供給が停止し、食糧や水が不足することが予想されます。

自主防災組織として食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しが必要なことがあります。



資 料 編

資料編の資料・様式は、市のホームページからダウンロードできます。

旭川町内会自主防災会 規約（参考例）

（名称）

第1条 この自主防災組織の名称は、旭川町内会自主防災会（以下「本会」という。）とする。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、旭川町内会会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、地域住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における防災活動の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は、旭川町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 班長 若干人

- 2 会長は、町内会の会長をもって充てる。
- 3 副会長は、町内会の役員をもって充てる。
- 4 班長は、町内会の役員をもって充てる。
- 5 役員任期は、町内会の役員任期とする。

（役員職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は、会務の運営に当たるほか、班活動を総括する。

(防災計画)

第8条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における班編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 災害危険の把握に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出、救護、避難、給食・給水、要配慮者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。

(6) その他必要な事項

(会議)

第9条 本会の運営及び事業活動について協議するため、総会及び役員会を置く。

2 総会は、本会の会員をもって構成し、必要の都度会長が招集する。

3 役員会は、本会の役員をもって構成し、必要の都度会長が招集する。

(委任)

第10条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会又は役員会で定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

石狩川連合自主防災会 規約（参考例）

（名称）

第1条 この自主防災組織の名称は、石狩川連合自主防災会 連合自主防災会（以下「本会」という。）とする。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、石狩川地域会館 に置く。

（目的）

第3条 本会は、地域住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における防災活動の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) 構成町内会相互の連絡調整に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（組織構成・会員）

第5条 本会は、石狩川 町内会・忠別川 町内会・美瑛川 町内会・牛朱別川 町内会をもって構成する。

2 会員は、石狩川 町内会・忠別川 町内会・美瑛川 町内会・牛朱別川 町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 班長 若干人

2 会長及び副会長は、本会を構成する町内会の会長をもって充てる。

- 3 班長は、本会を構成する町内会の役員をもって充てる。
- 4 役員任期は、本会を構成する町内会役員任期とする。

(役員責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 班長は、会務の運営に当たるほか、班活動を総括する。

(防災計画)

第8条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における班編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出、救護、避難、給食・給水、要配慮者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会議)

第9条 本会の運営及び事業活動について協議するため、連合会議を置く。

2 連合会議は、本会の役員をもって構成し、必要の都度会長が招集する。

(委任)

第10条 この規約に規定するもののほか、本会の運営に必要な事項は、連合会議で定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

旭川町内会自主防災会 防災計画（参考例）

年 月 日 作成

1 目的

この計画は、旭川町内会自主防災会（以下「本会」という。）の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 班の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難及び避難所運営に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 要配慮者に関する事。
- (10) 防災資機材の備蓄に関する事。
- (11) その他必要な事項に関する事。

3 班の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため班を編成し任務を分担する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
 - ア 防災組織及び防災計画に関する事。
 - イ 地震等についての知識に関する事。
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
 - エ その他防災に関する事。
- (2) 普及・啓発方法は、次のとおりとする。
 - ア 広報誌、チラシ等の配付
 - イ 防災に関する座談会、研修等の開催

5 防災訓練

地震等による災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練の種類は、次のとおりとする。
 - ア 防災研修会
 - イ 情報の収集・伝達訓練

- ウ 消火訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出・救護訓練
- カ 炊き出し訓練
- キ その他必要とする訓練

- (3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に実施する。
- (4) 総合訓練の回数は、原則として年1回以上、個別訓練にあつては、随時実施する。
- (5) 訓練の実施については、防災訓練実施計画（報告）書を作成し、防災安全部に提出する。

6 情報の収集・伝達

被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行う又は必要な支援を受けるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

- (1) 地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 被災後の生活に係る情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

7 出火防止及び初期消火

地震等において、火災の発生が被害を大きくする原因となるため、出火防止の徹底と初期消火対策を推進する。

(1) 出火防止

- ア 暖房用、調理用具等の火気使用設備・器具の点検とその周辺の整理
- イ 照明器具等の電気使用設備・器具の点検
- ウ 灯油など危険物類の安全管理
- エ その他の出火危険箇所の点検

(2) 初期消火対策

火災が発生したとき、初期消火できるようにするため、各家庭に消火器、水バケツ等を備えるよう指導する。

8 救出救護

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を必要とする者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。

また、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと認めたときは、医療機関又は防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

9 避難及び避難所運営

大規模災害の発生が予測されるとき、若しくは火災の延焼拡大等により地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市災害対策本部長（市長）からの避難情報が発令されたときは、本会会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

また、会長が避難の必要があると判断したときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行うとともにその旨を災害対策本部に報告する。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の指示に基づき、地域住民を開設されている避難所又は避難場所に誘導する。

(3) 避難所運営

災害時における避難所管理・運営については、市、施設管理者、避難者、災害ボランティア団体等の協力を得ながら行う。

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食給水班は、市から配布された食糧、地域内の住民等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給食給水班は、市又は地域内の住民等から提供された飲料水により給水活動を行う。

11 要配慮者

災害発生時の要配慮者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要となるため、日頃から要配慮者の把握に努め、その対策を検討する。

12 防災資機材の備蓄

本会が防災活動するために必要な資機材は、購入、寄附等により調達し、地域内の指定した場所に計画的に備蓄する。

13 その他

この計画に定めるもののほか、防災活動に必要な事項は、総会又は役員会で定める。

資料4 (町内会単独で結成した場合)

旭川町内会自主防災会 班編成及び任務分担 (参考例)

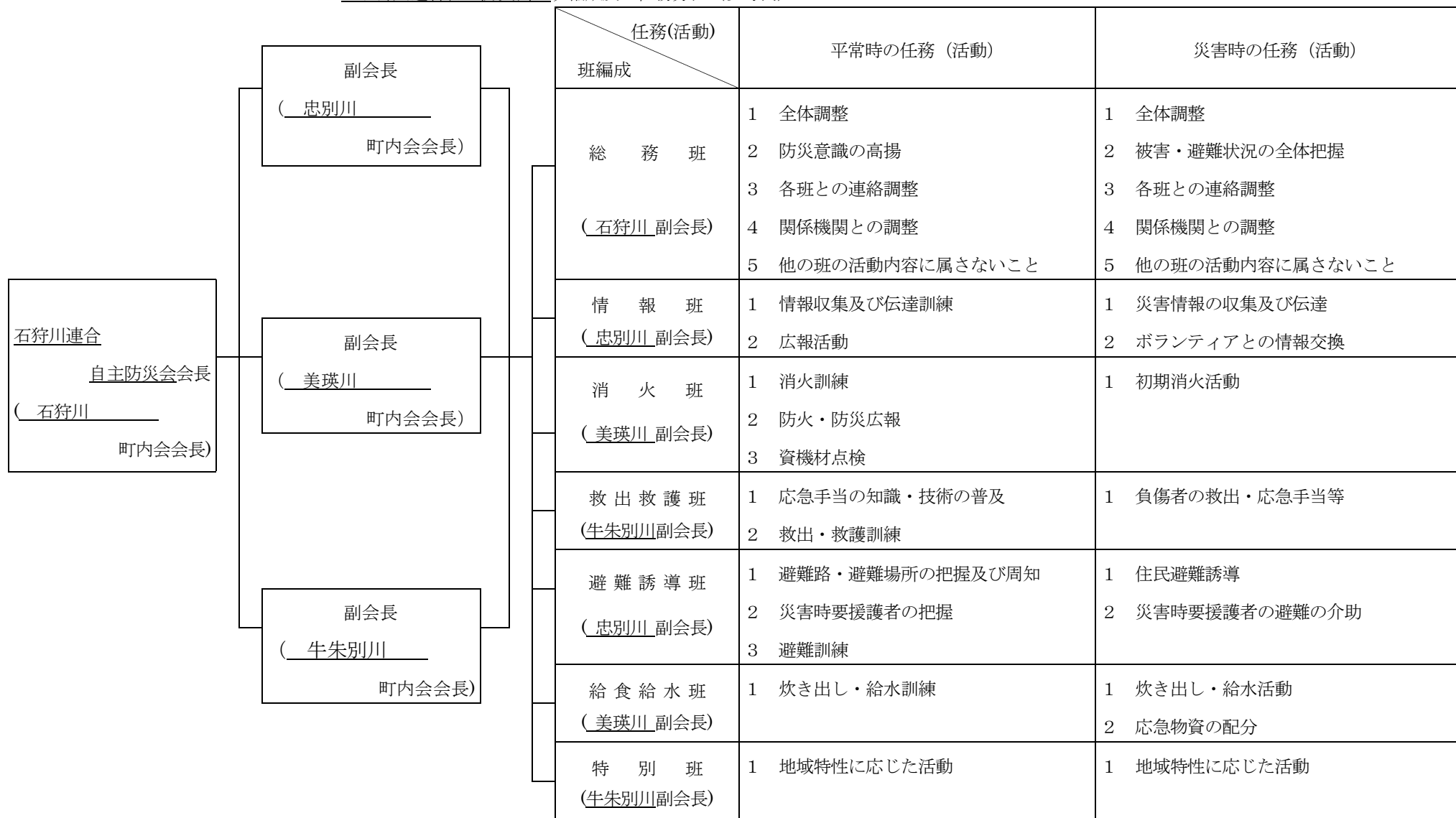


※ 各任務を担当する班を中心に、各班相互の協力の下活動する。

※ 地域の災害危険に応じ、適宜必要な体制を執り活動する。

資料5 (複数の町内会で結成した場合)

石狩川連合自主防災会 班編成及び任務分担 (参考例)



- ※ 各任務を担当する班を中心に、各班相互の協力の下活動する。
- ※ 地域の災害危険に応じ、適宜必要な体制を執り活動する。

自主防災組織結成届出書

（宛先）旭川市長

（代表）町内会名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

自主防災組織を結成しましたので、次のとおり届け出ます。

1 概況

自主防災組織の概要	組 織 名	
	結成年月日	年 月 日
	（構成）町内会名	町内会

※ 結成年月日には規約等の制定日を記入してください。

※ 複数の町内会で組織する場合は、構成する町内会名を全て記入してください。

2 添付書類

- ・ 自主防災組織の規約，又は町内会会則

自主防災組織変更届出書

（宛先）旭川市長

（代表）町内会名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

自主防災組織の内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

1 変更年月日

年 月 日

2 自主防災組織の名称

新	
旧	

3 （構成）町内会名

新		町内会
旧		町内会

4 その他

--

5 添付書類

- ・ 自主防災組織の規約，又は町内会会則

自主防災組織解散届出書

（宛先）旭川市長

（代表）町内会名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

自主防災組織を解散しましたので、次のとおり届け出ます。

1 解散する自主防災組織名

--

2 解散年月日

年 月 日

防災訓練等実施計画（報告）書

（宛先）旭川市長

（代表）町内会名 _____

代 表 者 住 所 _____

代 表 者 氏 名 _____

電 話 番 号 _____

自主防災訓練等を実施します（実施しました）ので、次のとおり報告します。

自主防災組織名		
実施日時		年 月 日 時 分から 時 分まで
区分	1 訓練	1 初期消火 2 避難 3 救護 4 その他（ ）
	2 研修	研修会（ ）
	3 その他	
参加人数		人
その他		職員等の派遣（指導）を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない 受付欄

【自主防災の手引き】

平成26年 4月作成

平成30年12月改訂

平成31年 3月改訂

令和 4年 1月改訂

令和 5年11月改訂

この手引きは、町内会などで保管し、役員の引継ぎにご活用ください。

旭川市防災安全部防災課 発行

〒070-8525 旭川市7条通9丁目

総合庁舎7階

TEL 25-9840